

本工場は昨年五月操業を開始したのであるが従業員間には賃金に不満を有し豫てより工場に折衝し居りたるも纏らざる爲五月一日一同協議の上歎願書を作成し翌二日代表者~~が~~が~~協~~會社を訪問して之を提出午後五時迄に回答を要求したるに因る

十二、要 求 事 項

- 1、賃銀を即時四割値上のこと
但最低賃銀壹圓四拾錢とすること
 - 2、家族手當として一家族に付月五圓を支給すること
 - 3、公休日を月二回とし日給を支給すること
 - 4、四大節は公休とし日給を支給のこと
 - 5、購買組合を直ちに設置すること
- 附 帶 條 件
- 1、此の争議により犠牲者を出さざること

- 2、争議中の日給金額會社負擔のこと
- 3、争議費用金額會社負擔のこと

十三、經 過

従業員は會社側の同答延期の依頼を拒絶すると共に従業員田代某方に集合對策を協議し結果を固めたのであるが刈田工場を勝致したる地元有志は和解を急慮すべく各自自宅に引籠れる従業員を訪問し就業方勸告したる處五月三日朝迄に十數名が争議團を脱するに至つたのである。

かくて争議團は結果に稍々不安を感じ日本西部産業労働組合に應援を依頼したる爲即刻組合幹部數名が來援し歎願書を要求者とし争議團の部署を定め積極的に抗争すべく準備した。會社側は争議團を脱出せる従業員を食堂に合宿せしめ不参加従業員の動搖防止に努める一方顧問代議士松尾三藏を調停者